特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百四十八号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の三のロの⑵中「たてがみとかげ科」を「イグアナ科」に改める。

別表第一の第一の五のハの⑵中「イクタルルス科」を「アメリカなまず科」に改める。

別表第一の第一の五のくの⑴の1の項中「*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）」を「*Lepomis*属（ブルーギル属）全種」に改める。

別表第一の第一の五のへの⑹中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、1の項として次の一項を加える。

1	*Coreoperca*属（オヤニラミ属）に属する種のうち*Coreoperca kawamebari*（オヤニラミ）以外のもの

別表第一の第一の五のへ中⑹を⑺とし、⑸を⑹とし、⑷の次に次のように加える。

⑸　ペルキクティス科	
1	*Maccullochella peelii*（マーレーコッド）
2	*Macquaria ambigua*（ゴールデンパーチ）

別表第二の第一の四のハ中⑴を⑵とし、⑴として次のように加える。

⑴　サンフィッシュ科		
1	*Lepomis*属（ブルーギル属）に属する種	*Lepomis*属（ブルーギル属）に属する他の種

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令の改正により新たに特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。）となる同項に規定する外来生物の飼養等（同法第一条に規定する飼養等をいう。以下同じ。）をしている者は、この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、同法第四条の規定にかかわらず、引き続き当該外来生物の飼養等をすることができる。その者が、その期間内に同法第五条第一項の許可の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

条約

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約をここに公布する。

御名　御璽

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第十八号

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約

日本国及びカナダ（以下「両締約国」という。）は、

刑事に関する共助の効果的な措置により、両国において犯罪と戦うための二国間協力を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　趣旨、目的及び共助の範囲

1　各締約国は、他方の締約国における犯罪に関する捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。「他方の締約国における犯罪」とは、日本国に関しては、日本国の法令によって罰することができる犯罪をいい、カナダに関しては、カナダ議会の法律又はカナダの州若しくは準州の立法機関の法律によって創設された犯罪をいう。

2　共助には、次の措置をとることを含む。

(a)　証言又は供述の取得

(b)　映像及び音声の送受信による通話（以下「ビデオ会議」という。）を通じた証言又は供述の取得を可能とすること。

(c)　証拠となる書類、記録その他の物（以下「物件」という。）の取得（捜索又は差押えその他の裁判所の命令の執行によるものを含む。）

(d)　人、物件又は場所の見分（捜索又は差押えその他の裁判所の命令の執行によるものを含む。）

(e)　人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

(f)　被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供

(g)　捜査、訴追その他の刑事手続のために請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達

(h)　拘禁されている受刑者の身柄の一時的な移送であって、証言又は捜査、訴追その他の刑事手続における協力のためのもの

(i)　刑事手続に関する文書の送達

(j)　犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助

(k)　被請求国の法令により認められるその他の共助であって両締約国の中央当局間で決定されたもの

3　被請求国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、共助を実施する。

4　この条約は、両締約国間での共助のみを目的とする。この条約の規定は、請求された共助の実施を妨げ、又は証拠を取得し、若しくは排除することに関し、私人の権利を新たに創設するものではなく、また、私人の既存の権利に影響を及ぼすものではない。